

マンション管理アドバイザー制度

管理組合、区分所有者の任意の団体、賃貸マンションの所有者の皆さまへ
あなたのマンションに専門家がおうかがいします！

当制度は、マンションの維持管理について、管理組合、区分所有者の任意の団体（管理組合が組織されていない場合）、賃貸マンション所有者（以下「管理組合等」という）又は区分所有者に、専門家が情報提供及びアドバイスをを行うことにより、マンションの良好な維持管理に資する支援を行うことを目的としたものです。

平成 25 年 4 月 1 日より、派遣対象に賃貸マンション所有者が加わり制度が新しくなりました。

制度にお申し込みをされた管理組合等又は区分所有者のマンションにアドバイザーが赴き、説明を行います。説明にはそれぞれ派遣料がかかりますが、派遣料の助成を受けられる自治体もありますので、ご相談ください。

アドバイザー派遣までの流れ



※1 「申込書」のダウンロード

センターWEB トップページ『まちな安全・安心』から「マンション管理アドバイザー」を選択インターネットがご利用になれない環境等の場合は FAX 等でお送りすることも可能です。

※2 「申込書」は郵送または FAX、メールで受け付けています。※提出前にご連絡ください。

〒150-8503 渋谷区渋谷 2-17-5 シオノギ渋谷ビル 8 階
(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課
TEL : 03-5466-2103 FAX : 03-5778-2791 Mail : suishinka@tokyo-machidukuri.jp
メール送信の際は、@ (大文字) →@ (小文字) に変換して入力してください。

FAX またはメールでお送りいただいた場合は、後日、再度郵送でお送りいたします。

※3 区市相談窓口（東京都ウェブサイト）

「東京都マンションポータルサイト」の WEB ページから「相談窓口」を選択

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/mansion-tokyo/kanri/01kushi-madoguchi.html>

コース紹介

マンション管理アドバイザー制度にはAコースとBコースがあります。

■ Aコース 講座編

マンション管理の基本的なことについて、テキストを使いながらアドバイスします。

【料金表（消費税込）】（一回2時間あたり、別途テキスト代がかかります。）

コース名	業務内容	派遣料
A-1	分譲マンションの維持・管理ガイドブックの解説	14,040 円
A-2	分譲マンション長期修繕計画ガイドブックの解説	14,040 円
A-3	管理委託の仕方	14,040 円
A-4	計画修繕工事のすすめ方	14,040 円
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方	14,040 円
A-6	管理組合の設立の仕方	14,040 円

このようなときにご利用ください！！

●管理組合はどのように設立すればいいの？

管理組合の設立に必要な手続きや管理規約案の基本的なことについてアドバイスいたします。

●管理規約の専有部分と共用部分をはっきりさせたい！

建物・設備の状況を見た上で、具体的な考え方や管理規約の見直しについてアドバイスいたします。

●大規模修繕工事の準備はどのように始めたら良いの？

進め方の全体的な流れから、工事スケジュールまで基本的なことについてアドバイスいたします。



■ Bコース 相談編

個別具体的な相談内容について、事前に資料などを提供していただいた上で適切なアドバイスをいたします。

【料金表（消費税込）】（一回 2 時間）

コース名	業務内容	派遣料
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること	21,600 円
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること	21,600 円
B-3	管理委託契約の契約等に関すること	21,600 円
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること	21,600 円
B-5	建物・設備等の劣化診断等及び修繕工事の相談に関すること	21,600 円
B-6	その他マンションの維持管理に関すること	21,600 円

※センター及び管理アドバイザーは、管理組合等又は区分所有者間の紛争の解決や権利調整については一切関知いたしません。

※長期修繕計画書の作成・劣化診断調査の業務は、相談内容には含みません。

※相談内容に応じて、お借りすることが想定される資料は以下のとおりです。

管理規約、使用規則（細則）、管理委託契約書、管理費等（修繕積立金を含む）会計関係資料、総会及び理事会議事録、長期修繕計画書、修繕工事履歴書、その他管理アドバイザーが必要と認めた資料。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

〔お問合せ・お申込み〕

まちづくり推進部 まちづくり推進課
〒150-8503 渋谷区渋谷 2-17-5 シオノギ渋谷ビル 8F
TEL. 03 (5466) 2103 FAX. 03 (5778) 2791
<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

当制度は、東京都で定める基本方針の趣旨を受け、平成 12 年より実施しています。

